

登録申請にあたって

このたび日本ツバキ協会の登録品種制度の趣旨をご理解していただいた上で、新品種登録の申し込みをいただきありがとうございます。

申請に必要な書類と資料を同封いたしましたので、ご記入の上、説明用の写真を3枚以上添えて、手続きをおとり下さるようお願いいたします。

同封してあるものは、

1. 登録申請書概要書
2. 特性等記入表
3. 既存品種名のリスト（完全なものにはまだなっていませんが、品種名の重複を避けるための参考にして下さい）
4. 登録申請用の封筒

以上です

上記の1,2と写真とが申請に必要です。

特性表は、判る範囲での記入で構いません。すべての項目に付いて記入しなければいけないというものでは有りません。登録申請の書類の発送は審査料の振込と一緒にされると、その後の予備審査がスムーズに進みます。書類の受け取り、審査料の納入が確認された時点で正式な申請受理となります。折り返し、受理番号を記入した、葉書がお手元に届くと思います。毎年開催される椿サミットと同じ時期に最終的な審査委員会が開催され、登録の可否について決定されますので、正式な登録は3月頃になる予定です

判りにくいところが有るかもしれませんし、出来る範囲でご相談に乗りますので遠慮なくお問い合わせ下さい。

日本ツバキ協会事務局気付で、学術担当理事の山口聰宛で受け付けております